

工業用・家庭用ミシンレンタル利用規定

本規定は、株式会社フォルムアイ（以下「事業者」）が運営するお直しラボ大宮ダイエー店（以下「本施設」）のミシンレンタルサービスについての規定です。ミシンレンタルのご利用にあたっては、以下の規定に同意の上、ご利用いただくようお願いいたします。

1. 営業日・時間および休業日

- ①ミシンレンタル使用可能営業日および時間は平日 11 時～18 時（閉店時間は 20 時）とします。
- ②本施設の休業日は、土曜日・日曜日・祝日（振替休日含）、年末年始休業期間、館休館日とします。
- ③前各項の営業日、時間および休業日は、事業者の都合により変更することがあります。

2. 利用予約および利用料金の支払い方法

- ①ミシンの利用は専門学校生から可能です。また、利用者が未成年の場合に限り、保護者の方同伴並びに入店が必要です。
- ②ミシンの利用は申込者ご本人に限ります。ただし、利用者が未成年の場合にかぎり、保護者の方が変わって利用予約を行うことが出来ます。
- ③ミシンの利用予約方法はこの利用規定を熟知して頂き、お電話での予約お申込みのみになります。当日受付はお受けできません。
- ④ミシンの利用料金は、作業終了後、現金もしくはクレジットカード（VISA、Master、American Express、JCB、Diners、Discover）で支払うものとします。
- ⑤利用予約は 3 時間・5 時間とし 1 日あたりの利用時間の上限は 5 時間とします。
- ⑥ミシンレンタル料金は 3 時間 4500 円（税抜き）5 時間 7500 円（税抜き）になります。
- ⑦ミシン利用延長は、次の利用者がいない場合に限り 1 時間単位で可能です。延長料金は 1 時間単位で 1500 円（税抜き）になります。
- ⑧事前予約がレンタル可能数に達した場合、以降の予約ならび当日の直接申込はお受けできません。
- ⑨事業者は、本施設ならびにミシンの利用状況などに鑑み、以降の当該利用者の予約受付けを停止することがあります。

3. 利用予約のキャンセル

①利用予約をキャンセルする場合は、必ず利用予約日の前日までにお電話にてキャンセルのご連絡をお願い致します。

4. 受付・追加料金などの支払い

- ①利用開始時間前に7F お直しラボ受付で所定の手続きを行ってください。
- ②利用開始時間から15分以上遅刻した場合は、ご利用をお断りすることがあります。

5. ミシンの利用

- ①ミシンはスタッフが指定した場所で利用ください。無断で場所を移動したり、ミシンや道具を持ち出したりすることは出来ません。
- ②ミシンレンタルをご利用される方が生地等の縫製に必要な材料は持ち込んで頂いて大丈夫です。但しはさみ・針等は弊社指定の物を使用して頂きます。
- ③ミシンレンタルを利用する場合、本施設スタッフの指示ならびに別に定めるルールに従ってご利用ください。
- ④作業中は、本施設が指定したロッカーに私物を入れて頂きます。

6. サービス適用の範囲

- ①ミシンレンタルサービスのご利用時間（15分程度）は、縫い始めるまでの準備、操作説明（例：縫い方の指導等）は含まれておりません。
- ②ミシンの説明等が終了してからが、ご利用時間になります。

7. 禁止事項

- ①ミシンの仕様や性能では縫製できない素材での利用は出来ないものとします。
- ②その他前各項に該当すると本施設が判断した方の利用は出来ないものとします。
- ③本施設内の弊社の縫製材料等の持ち帰り等はお断りさせて頂きます。
- ④本施設内の動画撮影などは禁止とさせて頂きます。
- ⑤針・はさみの持ち込みは禁止とさせて頂きます。
- ⑥店内の飲食は厳禁とさせて頂きます。尚ペットボトル等の蓋つきの飲み物はご利用頂けます。

8. 免責

①本サービス利用中のけが、事故等は事業者の故意または過失によるものを除き責任を負いません。

②本サービス利用中に盗難、紛失等は、事業者の故意または過失によるものを除き責任を負いません。

9. 責任

①利用者の責に帰すべき事由により、マシン（付属品を含む）を破損した場合、利用者（利用者が未成年の場合は保護者）は破損の修復にかかる費用を負担するものとする。

②本サービス利用中に、利用者が他の利用者または第三者に損害を与えた場合、利用者（利用者が未成年の場合は保護者）はその損害を賠償する責任を負うものとする。

10. 個人情報の取り扱い

①利用者の個人情報は、事業者が別途に定める「個人情報保護ポリシー」に則して取り扱うものとする。

11. サービス提供の廃止

①事業者は、マシンレンタルサービスの継続が困難になった場合、当該サービスの提供を廃止する事ができるものとします。廃止時に利用者から既収金がある場合、事業者は未利用分の既収金を返還するものとする。但し、事業者の責任は当該返金に限定されるものとします。

12. 規定の変更

①事業者は、事前の予告なく本規定を変更することができるものとします。

②本規定の変更によって利用者の不利益が発生した場合、事業者はその責任を一切負わないものとする。

以上

2024年11月改定